



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届・所得状況届を忘れずに

☎ 福祉保健課 子育て支援係・福祉係 ☎ 77・3914

現在児童扶養手当を受給されている方は、8月1～31日までの開庁日に現況届を提出してください。特別児童扶養手当を受給されている方も、8月9日～9月11日までの開庁日に所得状況届を提出してください。

### 児童扶養手当

次の1～9のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害がある場合は20歳未満）などを看護する母または当

### ■支給額（平成30年4月以降）

（月額）

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,910円	42,490円から10,120円 (10円刻みで変動)
2人	10,140円を加算	10,130円から5,070円 を加算(10円刻みで変動)
3人以上	1人増加するごとに6,080円を加算	6,070円から3,040円を 加算(10円刻みで変動)

- 該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする父などに支給される手当です。
- 手当を受けられる場合
1. 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
  2. 父または母が死亡した児童
  3. 父または母が政令で定める障害の状態にある児童
  4. 父または母から1年以上遺棄されている児童
  5. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  6. 未婚の母の児童
  7. 父または母の生死が3カ月以上明らかでない児童
  8. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  9. 棄児などで母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

### ■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または母が婚姻したとき
2. 対象の児童を養育しなくなったとき
3. 国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金などの公的年金を受給できるようになったとき
4. その他

《注意》受付期間内に現況届の提出がない場合、11月分以降の受給ができなくなることがあります。また、2年以上現況届の提出がない場合、時効により支払いを受ける権利がなくなります。

### 特別児童扶養手当

20歳未満で心身に障害のある児童扶養のために、その父または養育者に対して支給する手当です。

### ■手当を受けられる場合

精神または身体に障害等級が1級または2級に該当する程度の障害のある児童の父または養育者

※詳細は福祉保健課福祉係までお問い合わせください。

### ■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または

2. 対象児童が児童福祉施設などに入所したとき
3. 対象児童が死亡したとき
4. 手当を受けている父または養育者が死亡したとき
5. 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるようになったとき

### ひとり親家庭（母子・父子家庭）等医療費助成制度

ひとり親家庭の父または母とその子どもが、病院などの医療機関にて保険診療を受けたとき、その自己負担額の一部を助成しています。

#### 《助成内容》

入院：医療機関ごとの保険診療分（食事療養費、生活療養費は対象外）  
通院・調剤：医療機関ごとの保険診療分で1人1カ月、1,000円を超えた額

※所得制限額は、児童扶養手当支給制限額と同額です。

※年度更新用の書類を児童扶養手当の現況届に同封しておりますので、忘れずに提出してください。詳しくは、福祉保健課子育て支援係へお問い合わせください。

## 年金

### 年金事務所での相談・手続き 相談の前にまず予約

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

日本年金機構では、全国の年金事務所でも年金相談の予約を実施しています。相談を希望する方は、ぜひ予約相談をご利用ください。

#### ■予約相談のメリット

- ・ご都合に合わせてスムーズに相談できます。
- ・相談内容に合ったスタッフが事前に準備をした上で丁寧に対応します。

#### ■受付期間

予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けしております。ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

#### 来訪相談のご予約

- 予約受付専用電話  
0570-05-4890 (ナビダイヤル)
  - 050で始まる電話でお掛けになる場合  
〔東京〕03-6631-7521 (一般電話)
- 〈受付時間〉  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(土日祝日、年末年始はご利用いただけません)

※年金相談に関する一般的な問い合わせについては、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165へお願いします。

## 国保

### 国民健康保険 新しい被保険者証が交付されます

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

8月から使用していただく被保険者証への交換手続きを国保年金係で行っています。被保険者証の有効期限をご確認の上、まだ新しい保険証をお持ちでない方は、手続きを行ってください。

#### ■毎年行う所得の判定

高齢者（70歳以上75歳未満）の皆さんについては、毎年8月1日現在の前年の所得を判定して、医療費の負担割合が決まります。町では「高齢受給者証」を兼ねた被保険者証を発行しています。

#### ○一部負担が2割の方

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方

#### 〔低所得Ⅰ〕

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方

#### 〔一般〕

一定以上所得者にも住民税非課税にもあてはまらない方

#### ○一部負担が3割の方

同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上で70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方（ただし、対象者が2人以上い

る場合で収入の合計が520万円以上、1人の場合で383万円以上にならない方は、申請により2割負担になります。）

#### ■保険証の臓器提供意思表示欄

被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられています。記入は任意ですが、記入された場合は被保険者証台紙に付いている臓器提供意思表示保護シールを貼り付けてご使用ください。

#### ■ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品は、新薬の特許終了後に有効成分や用法・用量、効能および効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の許可のもとで製造・販売されたものです。

新薬より安価な薬となるので、医療費の節減ができること注目されており、病院や薬局で「ジェネリック医薬品希望カード」を出すか、薬剤師などに相談することで使用できます。

## 親子クッキング教室

保健センター ☎77-1891

保健推進員協議会では、親子クッキング教室を開催します。みんなで楽しくお料理をしましょう！

- 対象 小学生とその家族
- 開催日時 8月23日(金)  
午前9時45分～午後1時30分
- 会場 福祉センター「やすらぎの里」
- 内容 食育ゲーム、ランチクッキング
- 参加費 無料
- 定員 親子25人
- 申込み 8月14日(水)までに、保健センターにお申し込みください。

